

根室市新生児特別給付金（決算概要）

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された国の特別定額給付金において、給付対象とならない基準日（4月27日）を過ぎて出生した新生児についても、市独自に一律10万円を給付し、コロナ禍における出産に対する生活不安等の解消の一助とするもの。

2 支給対象児

令和2年4月28日～令和3年3月31日までに出生し、出生後初めて当市に住民登録した児。

3 月別出生数

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出生数	1	9	14	4	8	8	12	6	15	6	12	13	108

4 決算概要

7月緊急議会で予算措置した根室市新生児特別給付金については、4月28日以降に出生した児108人に対し、第1回支給日8月7日から最終支給日4月20日まで23回にわたる支給を行った。

∴ 108人×100,000円=10,800,000円となった。